

利府町職員の時差出勤を正式導入します

職員の働き方改革推進の一環として、令和7年度に試行導入した時差出勤について、令和8年7月1日(水)から正式導入します。

働きやすい環境を整備することで、職員のワーク・ライフ・バランスや業務効率性の向上、介護、育児、交通渋滞の回避等、個人の事情に合わせた柔軟な働き方の実現を目指し、併せて、効率的な行政運営による時間外勤務の縮減につなげることを目的とするものです。

令和7年9～10月及び令和8年1～2月の2回にわたり試行実施し、その後に行ったアンケートをもとに、時差出勤時間帯を見直す等の検討を行い、7月1日からの本格導入を決定しました。

【内容】

- 1 対象日 8時30分から17時15分まで勤務する平日
- 2 時差出勤時間帯
 - ① 午前7時30分から午後4時15分まで
 - ② 午前8時から午後4時45分まで
 - ③ 午前9時から午後5時45分まで
 - ④ 午前9時30分から午後6時15分まで
- 3 対象職員 全職員（ただし、育児短時間勤務の承認を受けた職員及び会計年度任用職員は除く。）

■その他:

・本町では職員の働き方改革として、時差出勤のほか、職場環境改善事業についても取り組んでおります。(R8.2月に総務課フロアをモデルとした事務室改修を実施)